

徳島県告示第四十六号

生活保護法（昭和二十五年法律第四百四十四号）第五十五条第二項において準用する同法第五十条の二の規定により、指定施術機関の指定を受けた施術者の氏名の変更について、次のとおり届出があった。

令和二年一月三十一日

徳島県知事 飯 泉 嘉 門

施術者の氏名		施術者の住所	変更年月日
旧	新		
福島 卓也	島田 卓也	徳島市北田宮一五 四七 花ぼーとC 棟二〇二一	令和元年八月二十五 日